

漏水等による水道料金減免申請書

年 月 日

甲賀市長 あて
(上下水道総務課扱い)

使用者

〒	—
住 所	
氏 名	
電 話	

水道料金の減免について、甲賀市水道給水条例施行規程第23条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

水栓番号	—
------	---

給水栓の所在地	甲賀市 町		
申請理由	① 漏水 ② その他 ()		
修繕依頼日	年 月 日	修繕完了日	年 月 日
漏水箇所	① 地下		
	② その他 ()		
還付金振込口座	金融機関		支店名
	口座種別	1 普通 2 当座	口座番号
	フリガナ		
	※振替口座以外に還付する場合のみ記入	口座名義	
修繕工事	工事店所在地	TEL	
	工事店名称	指定番号	
	修繕内容	修繕工事店確認印	⑩

* 添付書類 修繕前後写真

漏水減免を申請される方へ

- ・ 甲賀市水道事業給水条例第7条の規定に基づき、修理は甲賀市指定工事店のみ有効です。
工事店がお分かりにならない場合は、甲賀市上下水道料金お客様センターまでお問い合わせください。
- ・ 修理にかかる金額はお客様負担です。
- ・ 減免される金額は、漏水量の50%に係る金額です。前年同期の水量を基準に漏水量を算定しますが、前年同期水量で算定することが困難な場合は、修理後2回の平均水量で算定する場合があります。
- ・ 減免は漏水を発見された1回分のみです。また、過去1年以内に漏水減免を受けられた場合は対象外です。
- ・ 減免は地下漏水のみに有効です。給湯器・トイレ・蛇口類の故障による漏水は対象外です。
- ・ 漏水したときの水道料金はいったん全額お支払いください。
- ・ 還付は修理後2回の検針により、修理後の状況を確認した後行いますので、半年程度かかります。
- ・ 申請時に修理前後の写真を添付し、最寄の地域市民センターもしくは甲賀市上下水道料金お客様センターまでご提出ください。
- ・ 下水道（公共下水道・農業集落排水）をご使用の方は下水道料金の減免制度もあります。

甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市上下水道料金お客様センター
TEL 0748-69-2224

